

新たに相模原市内で犬を飼う方へ

# 市への犬の登録手続きは不要です！

犬の飼い主はこれまで相模原市に犬の登録手続きが必要でしたが、マイクロチップが装着された犬については令和5年4月から環境省の「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に所有者変更の手続きをすることで相模原市における犬の登録手続きが不要になりました。

## 従来の手続き

①登録申請・  
手数料(3,000円)納付



②鑑札交付



③登録



## 令和5年4月1日以降

~~①登録申請・  
手数料(3,000円)納付~~

~~不要になりました~~

~~②鑑札交付~~



③登録



①マイクロチップ情報  
変更登録申請  
(電子申請手数料400円)  
※R6.4.1~



犬と猫の  
マイクロチップ情報登録

②登録情報通知



「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録された犬を購入した飼い主は所有者の変更登録をしなければいけません。マイクロチップ情報の所有者変更登録をするとその情報が相模原市に登録されます。

装着したマイクロチップが鑑札の代わりとなります。

市内転居、飼い犬の死亡も「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で手続きをすれば市への手続きは不要です。

犬の飼い主は毎年1回、狂犬病の予防注射を犬に受けさせなければいけません。

※詳細については市のホームページでご確認ください。



# マイクロチップに関する

**Q****A**原寸大の  
マイクロ  
チップ**Q** マイクロチップとは？

**A** 直径 1.4 mm、長さ 8.2 mm 程度の小さな電子標識器具です。専用のリーダー（読取器）で飼い犬だけの 15 桁のマイクロチップ識別番号を読み取ることができます。

**Q** 装着する目的は？

**A** 迷子になってしまったとき、地震などの災害、盗難、事故によって飼い主と離ればなれになってしまったときの身元確認に使用されます。具体的にはマイクロチップ識別番号から登録機関に登録されている飼い主の情報と照合することで飼い主やその連絡先を把握することができます。

**Q** マイクロチップ情報への登録方法は？

**A** オンラインで手続きを行うことができます。なお、所有者変更登録には登録証明書が必要です。オンラインで手続きが困難な場合、登録先にご相談ください。



登録はこちらから

**Q** 引っ越して住所が変わった場合、手続きは必要ですか？

**A** 住所のほか電話番号など登録事項を変更した場合、飼い犬が死んでしまった場合にも手続きは必要です。なお、市外に転出される場合は転居先の市町村にお問い合わせください。

**Q** 登録された飼い犬を譲渡する場合、どのようなことに気を付けたらいいですか？

**A** 登録時にダウンロードできる「登録証明書」を犬と一緒に渡し、新しい飼い主にマイクロチップ情報の所有者変更をするよう促してください。

**Q** 以前から飼っている犬に装着の義務はありますか？

**A** マイクロチップの装着は義務ではありませんが、迷子になった場合などに装着されていると飼い主のもとに戻る確率が高まります。できるだけ装着し、登録をしてください。



## お問合せ先

### マイクロチップ情報の登録について

公益社団法人日本獣医師会（犬と猫のマイクロチップ情報登録機関） 03-6384-5320

### 市の登録について

相模原市保健所 生活衛生課 042-769-8347（動物愛護管理班） 042-780-1413（津久井班）